

【配布】 きよみ野西自治会 役員手当に関して（案）

自治会会員の皆様

2025 年 10 月 19 日

きよみ野西自治会 会長 伊藤泰則

日頃、自治会活動にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

きよみ野二丁目および三丁目は 912 世帯あり、そのうち自治会会員は 570 世帯と、自治会加入率は約 6 割となります。自治会役員が中心となり、きよみ野祭り、運動会、防犯防災活動、地域清掃などに取り組んでいます。しかしながら、自治会からの退会世帯は後を絶たず、自治会役員の負担増加となっております。自治会としては、支出の見直しおよび削減、ならびに、活動の効率化を図っていますが、これ以上、自治会会員の減少が続いた場合、自治会活動の維持が難しくなる可能性があります。

そこで今般、自治会役員の負担軽減の一環として、以下の通り、「役員手当」の導入を検討しています。

役職	役員手当
会長	年間 18,000 円（月額 1,500 円）
副会長・役職長・ブロック長	年間 12,000 円（月額 1,000 円）
役員（上記以外）	年間 6,000 円（月額 500 円）

- ✓ 役員手当の導入は、自治会役員会で審議を行った後、2026 年 4 月開催予定の総会にて採決されます。
- ✓ 役員手当の導入に際し、自治会規約および細則の改訂を行います。
- ✓ 採決（承認）された場合、2026 年度から（2026 年 4 月以降）、役員手当が支給されます。
- ✓ 吉川市内の他自治会でも、役員手当を導入しています。自治会により支払額は異なります。
- ✓ 役員手当の支払いに関しては市役所（市民参加推進課）も認識しています。

以上、役員手当の導入に関し、皆様のご意見を頂戴したいと思います。賛成／反対を含め、皆様の忌憚のないご意見を頂ければと存じます。ご意見は 2025 年 11 月 14 日（金）までにお寄せ下さい。

（ご意見） 枠が足りない場合は、裏面にご記載下さい。

ご不明点等がありましたら、お近くの自治会役員または小職（伊藤泰則）までお知らせ下さい。